

税理士が知っておくべき

国際相続の基礎知識と よくある質問事例

By : Kiyomi Kindaichi / 金田一喜代美

Tax accountant ・ CFP



◆ 講師紹介

金田一喜代美（きんだいち きよみ）

税理士・CFP・MBA

＊中央大学法学部 同専門職大学院修了

＊慶應義塾商学研究科修士課程修了

＊中小および大企業の国内税務の豊富な経験を20年以上有したあと、大手税理士法人にて国際資産税準備室を経て、2024年10月に国際資産税専門法人GEPAS inc.を設立。

【実務経験】

米国、カナダ、豪州、イギリス、フランス、イタリア、ドイツ、香港、台湾、韓国、フィリピンその他多数の地域の不動産や金融商品に関する在外財産および外国人・日本人の資産税コンサルの実務経験を有する。 和僑会、シンガポール三田会会員。

◆ GEPAS inc.（じーぱす いんく）

〒100-6813 東京都千代田区丸の内 1-11-1 パシフィックセンチュリープレイス13階
info@gepas.jp

セミナーの目標



1. 世界の税制制度

➤ 国によって相続の法律や税制が異なるため、**主な相続法制度と課税制度**について、各国の国際相続を理解します。



2. 専門用語の理解

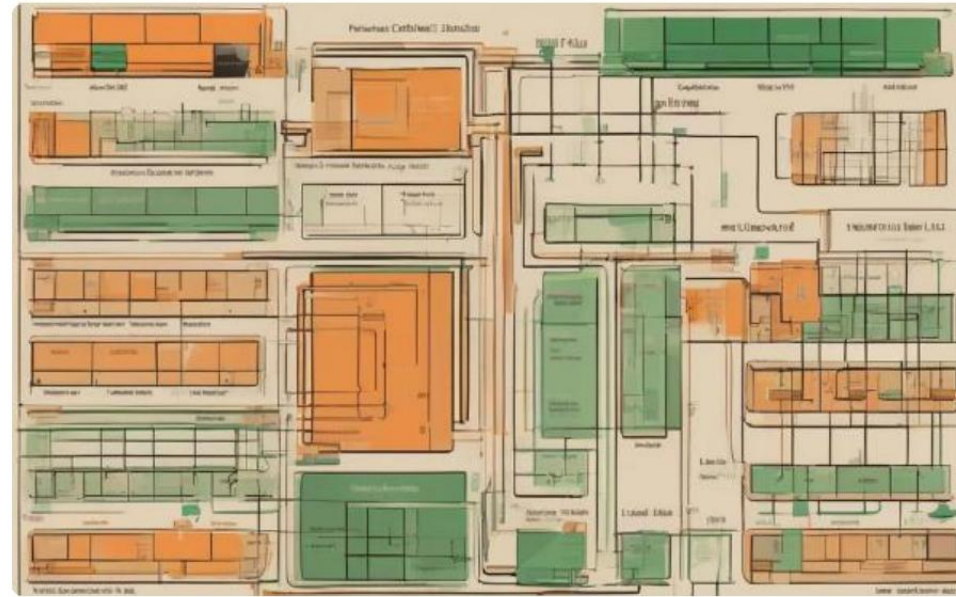
➤ 国際相続では、**準拠法、プロベイト、遺産税**などの専門用語が出てきます。これらの意味を理解すれば、情報を正しく理解し、適切に対応できます。

セミナーの目標



3. 相続税の納税義務者

➤ 各国の相続税制度が異なるため、**納税義務者も異なります**。日本とは違う国について理解を深めておきます。



4. 日本での国際相続のポイント

➤ 日本の相続課税制度は**相続統一主義**を採用していますが、国際相続が発生した場合の**留意すべきポイント**を理解します。

Contents: I. 法務

国際相続の法務	1	
	2	準拠法（国際私法）
本国法	3	
	4	統一主義 vs. 分割主義
包括承継 vs. 管理清算	5	
	6	プロベイトとは
プロベイトの国と 非プロベイトの国	7	

Contents: II. 税務

世界での 国際相続税の仕組み	1	
	2	日本で国際相続の申告が 起きた場合
納税義務者の4つの区分	3	
	4	納税義務者からみる 国際相続税の考え方
財産の所在地からみる 国際相続税の考え方	5	
	6	国際的二重課税

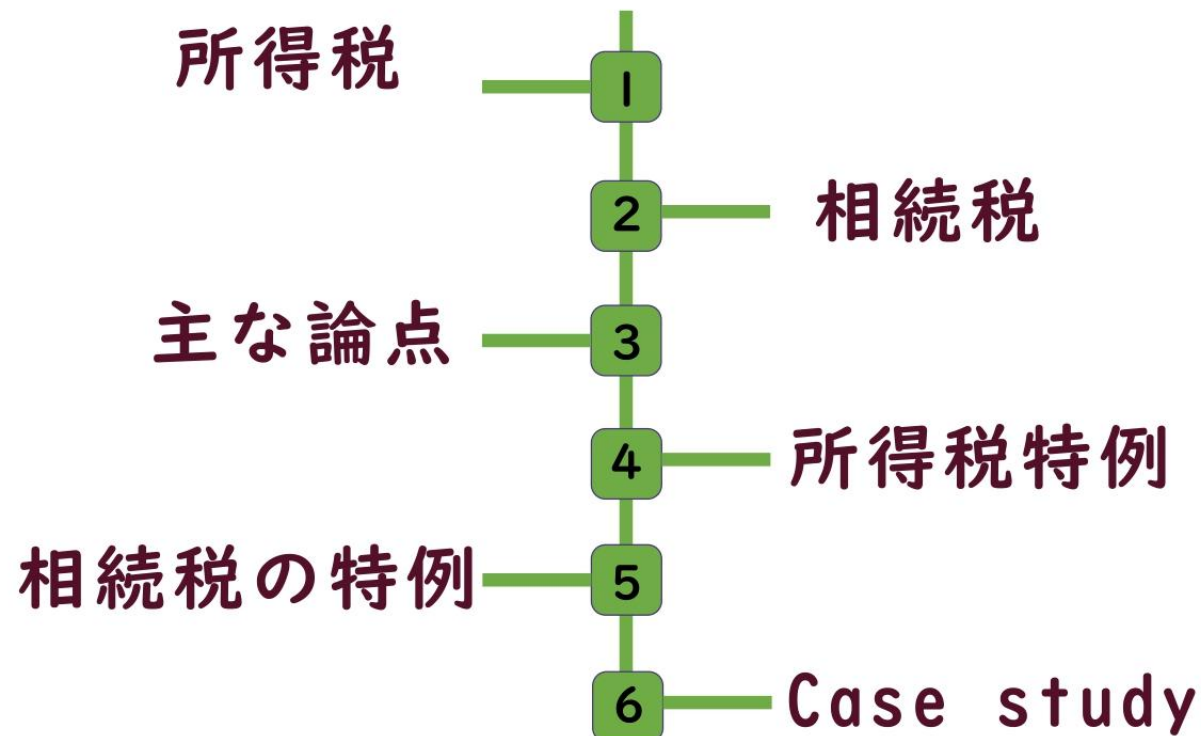
Contents: Ⅲ. 海外在住相続人の確定方法

相続税申告における 「相続人の確定」	1	
	2	海外在住相続人の 「本人確認」書類
相続人の「非居住者」 の証明書類	3	
	4	実務例（ケーススタディ）
署名証明書の書式例	5	
	6	在外公館の取得手順一覧

Contents: IV.海外不動産の所得税・相続税のポイント整理

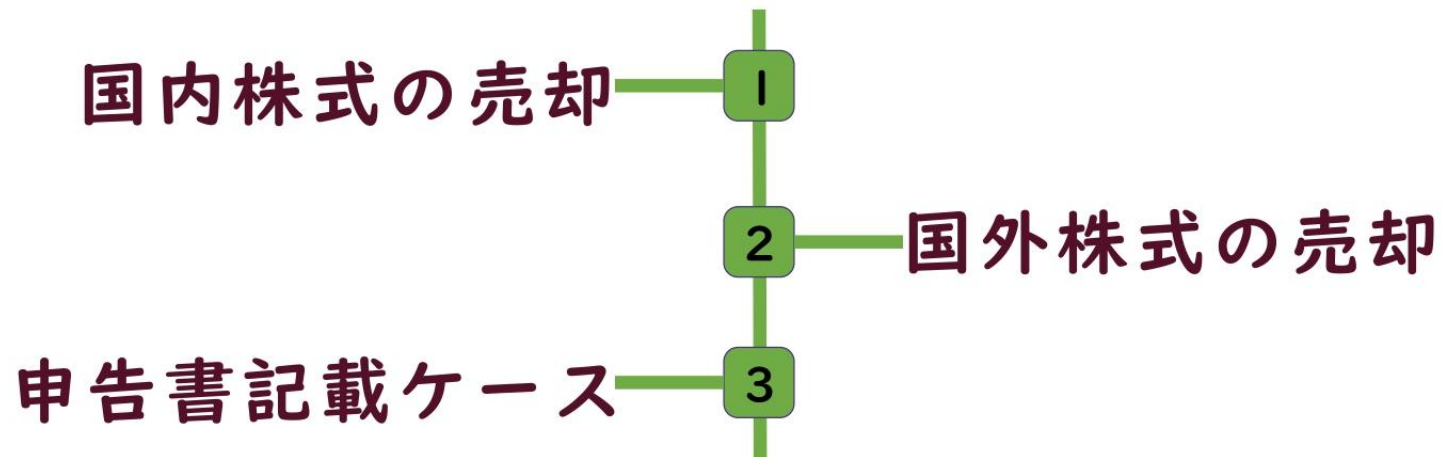
ケーススタディ

非居住者が日本に居住した場合の所得税と
相続税課税（居住者or非永住者の場合）

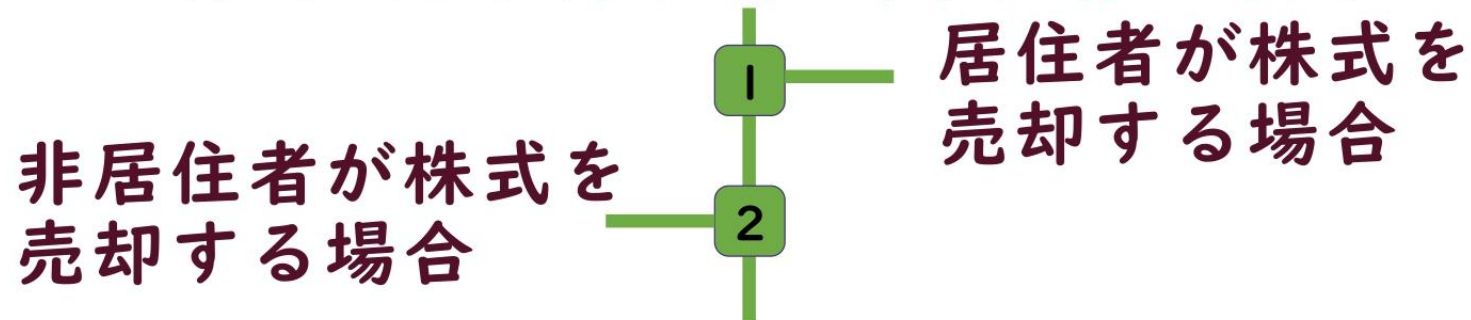


Contents: V.有価証券の譲渡

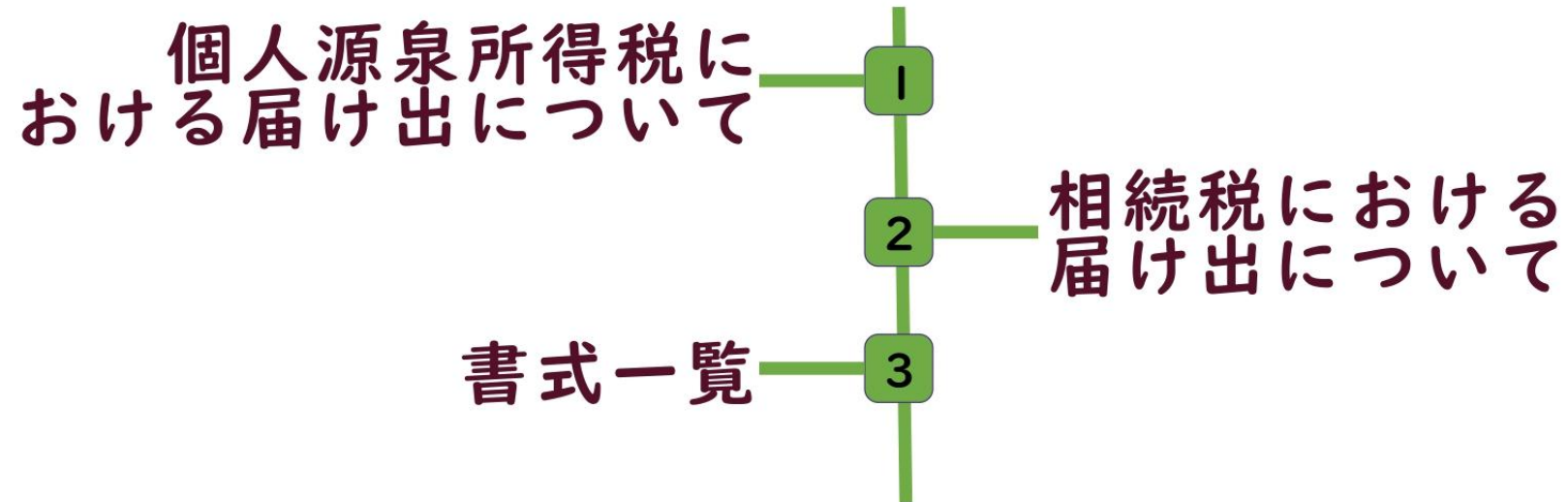
1.株式の売却(国内株式と国外株式の場合)



2.株式の売却(居住者と非居住者の場合)



Contents: VI.租税条約について



Contents: VII. 租税条約関連

所得税の納税義務者・ 課税範囲・課税方法	1	
	2	非居住者に対する 課税関係
源泉徴収義務者	3	
	4	源泉徴収税額
租税条約による 課税の特例	5	
	6	租税条約に基づく軽減又は 免除を受けるための手続
租税条約に関する 源泉徴収税額の還付請求	7	
	8	源泉徴収の対象となる 国内源泉所得の取扱いのご紹介

CONTENTS I.

法務

Ⅰ. 国際相続のケース



➤ 被相続人/相続人に**外国人**がいる場合



➤ 被相続人/相続人に**海外在住者**がいる場合



➤ **海外に相続財産**がある場合

このようにポイントは大きく3つです!

2. 準拠法（国際私法）はどうなるの？

法適用に関する通則法（通則法）



➤ 相続は、亡くなった人（被相続人）の本国法による。
（相続36条）



➤ 遺言の成立及び効力、取消は、その成立の当時における遺言者の本国法による。
（遺言37条）



➤ 当事者の本国法でその国の方に従えば、日本法によるべき時は日本法による。
（反致が起きる）
（通則法第41条）

3. 本国法とは



本国法とは？

相続に適用される法律のこと。
原則として、被相続人の国籍によって決まります。



重国籍者の場合

日本国籍が含まれていれば日本法が適用。
日本国籍がなければ**常居所地国** * の法律が適用。



不統一法国の場合

地域的不統一法国
その地域の法律が適用。
人的不統一法国
属する宗教などによって適用される法律が異なります。(マレーシア、イランなど)

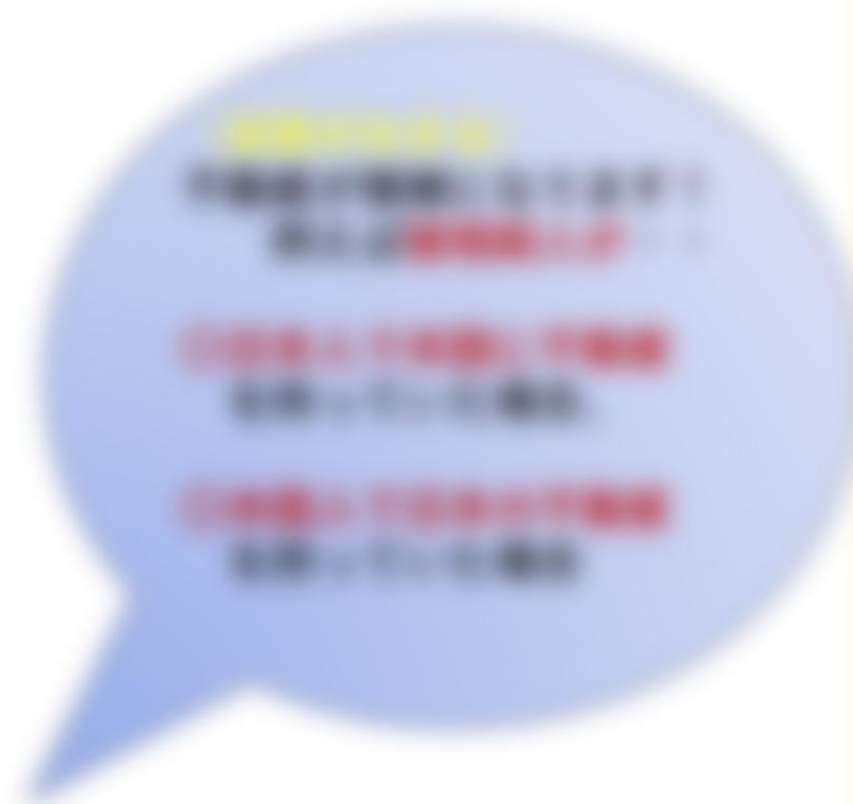
① ***常居所地国 = ドミサイル「本来のよりどころになる場所」・「将来戻ってくる場所」**

4. 相続統一主義 VS. 相続分割主義 (相続財産の準拠法のおはなし)

◆参考図①

相続統一主義 VS. 相続分割主義

(相続財産の準拠法のおはなし)



相続財産の準拠法は、相続財産の種類によって異なります。
 動産は被相続人の住所地の法律が適用され、不動産は所在地の法律が適用されます。



5. 財務管理主義 vs. 管理主義

(財務管理主義)

→ 財務管理主義

例: 1997年

1997年10月

財務管理主義は、経営者にとって、
最も重要な経営指標として、
財務管理主義を重視する。

→ 管理主義

例: 1997年

1997年10月 → 1997年11月

財務管理主義は、経営者にとって、
最も重要な経営指標として、
財務管理主義を重視する。

◆参考図②

包括承継主義 VS. 管理清算主義 (分割方法のおはなし)

包括承継主義



●特徴

債権者優遇・・・

管理清算主義



→ 債権者優遇
債権



●特徴

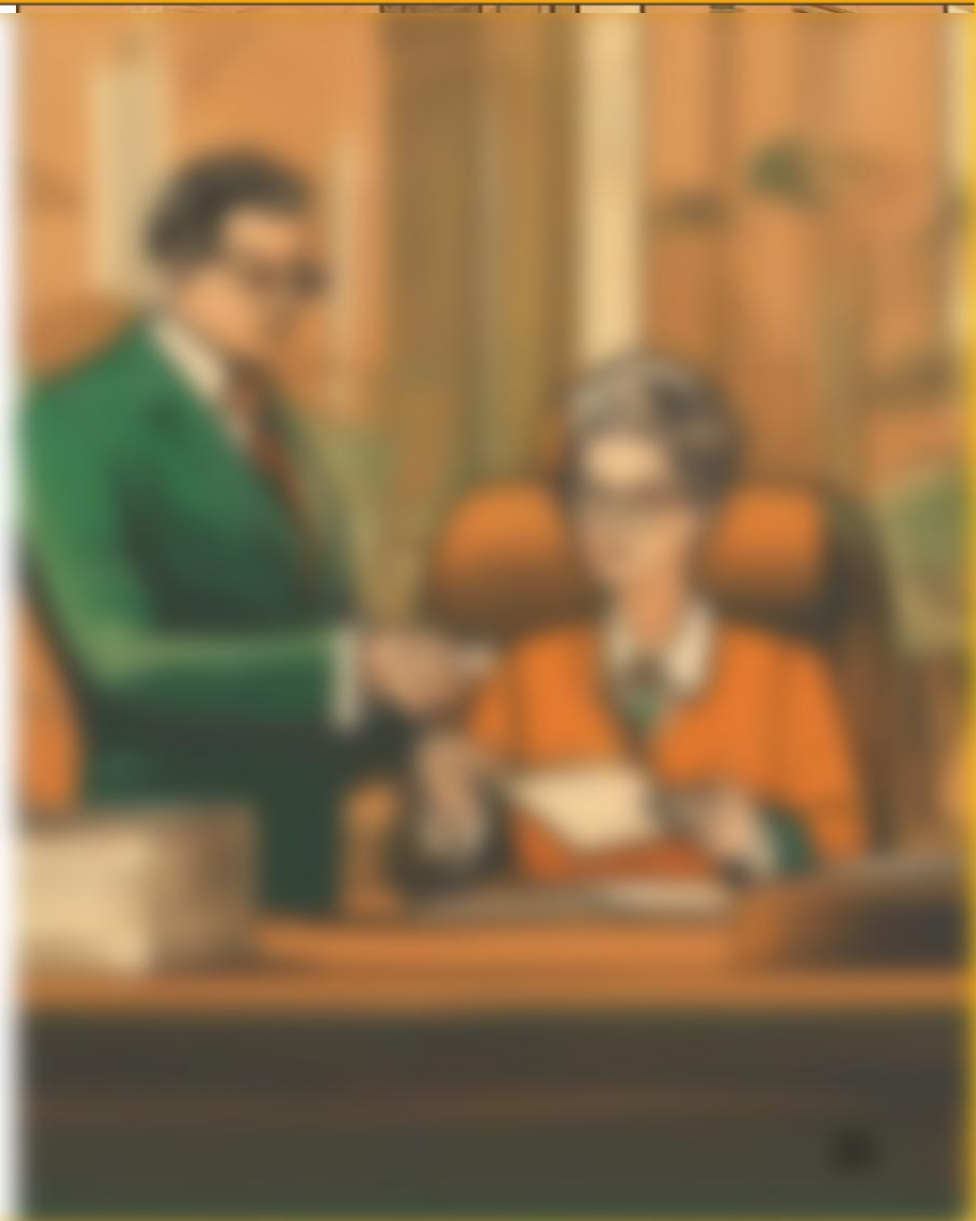
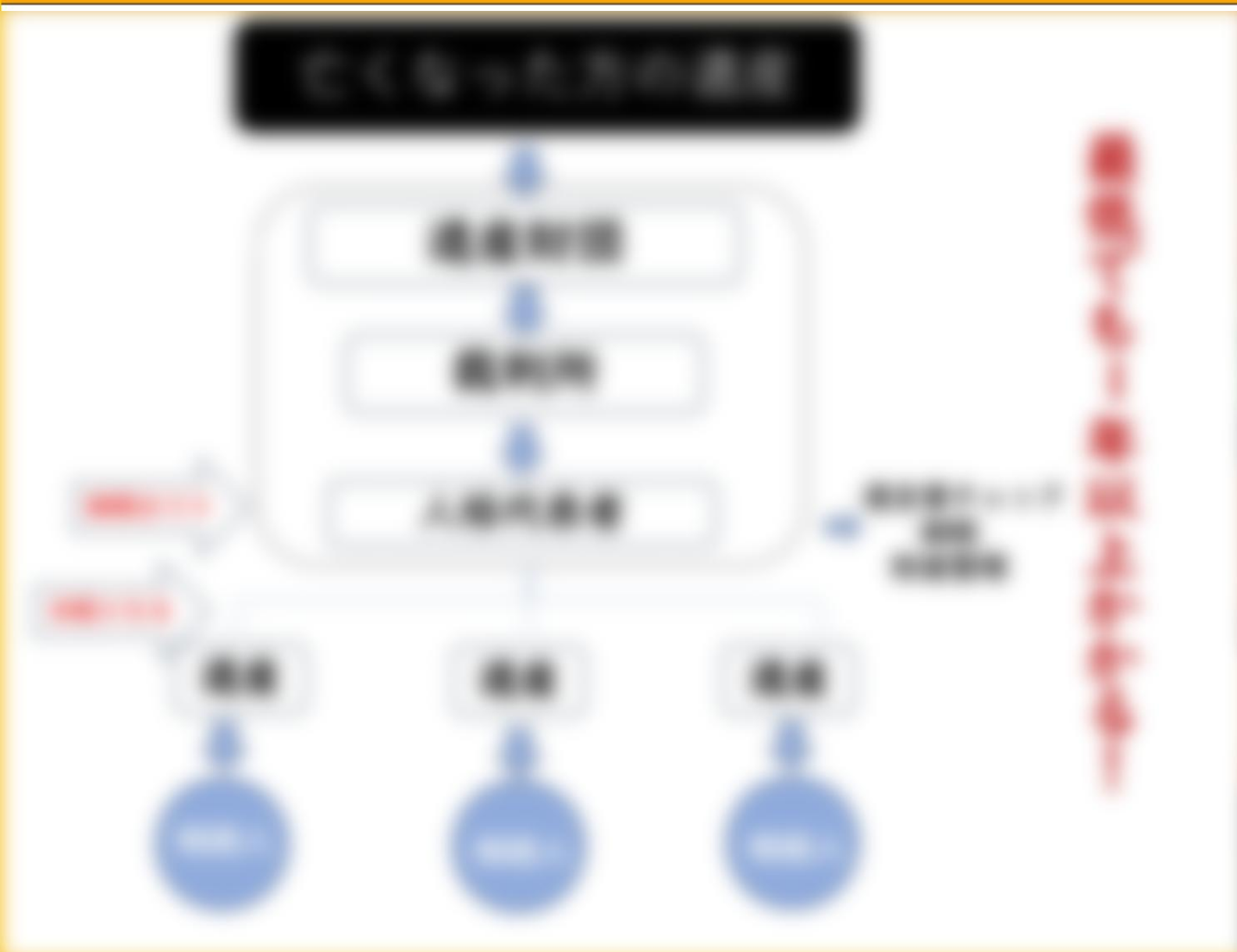
債権者優遇・・・

6.プロベイトとは

⇒ 管理清算主義の国が採用



参考③ プロベイトの図解



7. プロベイトがない国・ある国

★ 禁止国：禁煙法の施行

韓国、日本、中国、台湾、シンガポール、香港、
マカオ、フィリピン、タイ

——禁煙法施行国

★ 許可国：禁煙法の施行

日本、中国、韓国、シンガポール

——禁煙法施行国



CONTENTS II.

國際資產稅務

Ⅰ. 国際相続課税の仕組み

[illegible]

调用方式	调用函数名	返回参数说明
● 普通调用方式 (绿色)	普通调用	● 返回调用结果 (orange)
● 普通调用方式 (绿色)	普通调用	● 返回调用结果 (orange)

◆ 参考①: 国際相続税の大きな枠組み



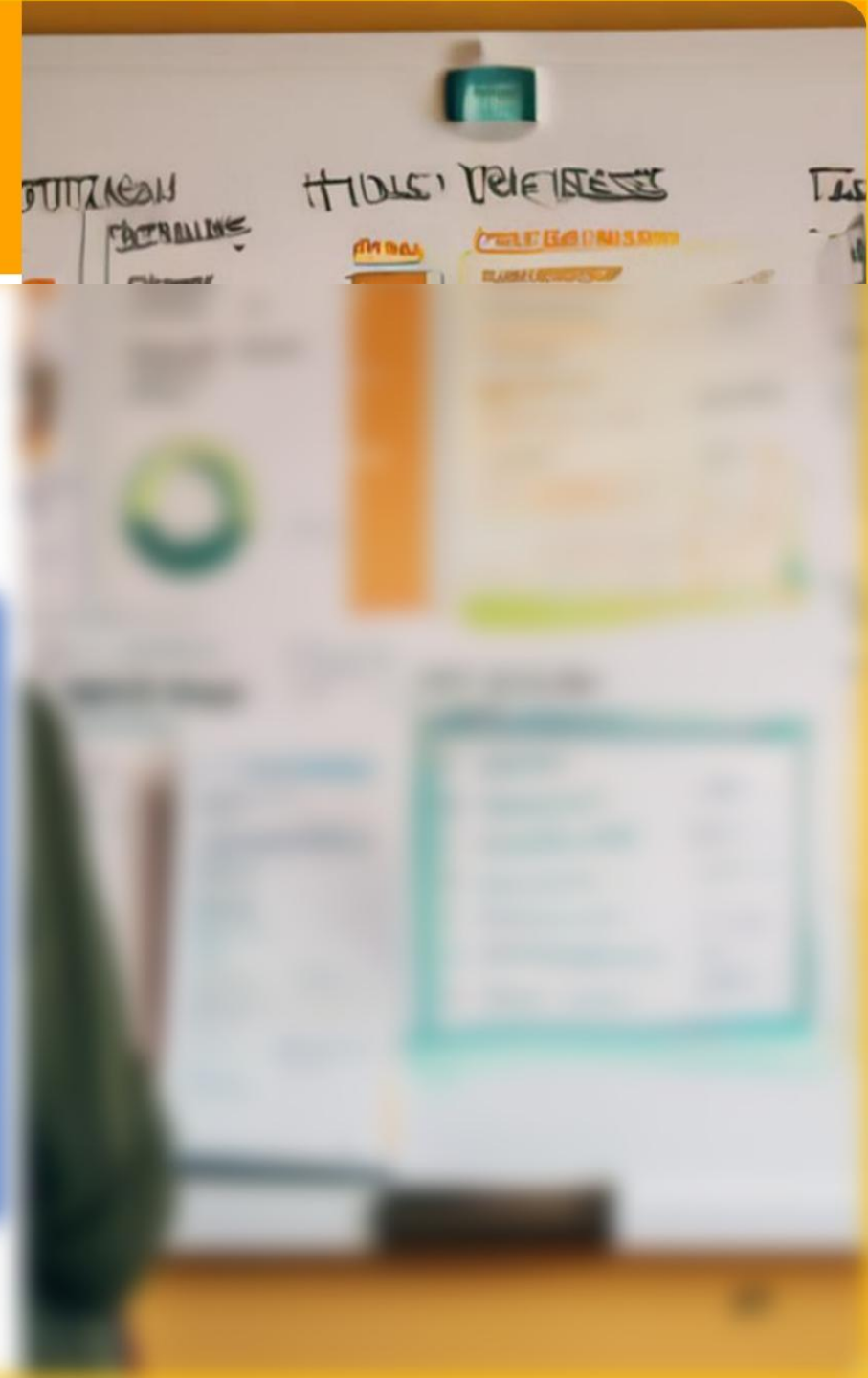
◆ 参考図②：課税方法による違い



2.日本で国際相続の手続きをすることになった場合

相続・遺言の国際的な関係について簡単に
説明する（相続、遺言など）

- ① 人の所在（住所等）による相続の決定
 - ② 財産の所在による相続の決定
 - ③ 財産の種類（動産・不動産）による決定
 - ④ 相続の開始の方式
 - ⑤ 遺言の方式
 - ⑥ 遺言の取消の方式
 - ⑦ 遺言の執行の方式
- ① ② ③ } 相続の開始の決定



The image is a composite graphic. The background is a stylized, colorful globe showing continents in yellow and orange and oceans in blue. In the foreground, a dark silhouette of a person stands with their back to the viewer, looking at the globe. Overlaid on the top half of the image is a diagram of a light bulb and a circuit. The light bulb is yellow and glowing, with a brown base. It is connected to a circuit of red and blue lines. To the left of the circuit, there is text in Greek: "Α/σκήσεις", "Προβλήματα", and "Εκπαιδευτικές". To the right, there is more text in Greek: "Προβλήματα", "Εκπαιδευτικές", and "Εκπαιδευτικές". Below the Greek text, there is a small diagram of a light bulb and a switch. The overall image has a warm, orange-yellow color palette.

3. 納税義務者の4つの区分

① 法人の納税義務者 法人は、所得の全部または一部を 納税する。	② 法人の納税義務者 法人は、所得の全部または一部を 納税する。
③ 個人の納税義務者 個人は、所得の全部または一部を 納税する。	④ 個人の納税義務者 個人は、所得の全部または一部を 納税する。

法人の納税義務者については、税務上の法人として扱われる法人は、法人として課税される。一方、個人は、個人として課税される。法人と個人の区分は、法人格の有無によって決まる。法人格とは、法律上、法人として認められることをいう。法人格がある法人は、法人として課税される。法人格がない法人は、個人として課税される。



◆参考図⑦ 日本相続税の納税義務者

		제1회 - 1차				
		제1회 - 1차		제1회 - 2차		
		제1회 - 1차	제1회 - 2차	제1회 - 3차	제1회 - 4차	제1회 - 5차
제1회 - 1차	제1회 - 1차	제1회 - 1차	제1회 - 2차	제1회 - 3차	제1회 - 4차	제1회 - 5차
	제1회 - 2차	제1회 - 1차	제1회 - 2차	제1회 - 3차	제1회 - 4차	제1회 - 5차
	제1회 - 3차	제1회 - 1차	제1회 - 2차	제1회 - 3차	제1회 - 4차	제1회 - 5차
	제1회 - 4차	제1회 - 1차	제1회 - 2차	제1회 - 3차	제1회 - 4차	제1회 - 5차
	제1회 - 5차	제1회 - 1차	제1회 - 2차	제1회 - 3차	제1회 - 4차	제1회 - 5차
제1회 - 2차	제1회 - 1차	제1회 - 1차	제1회 - 2차	제1회 - 3차	제1회 - 4차	제1회 - 5차
	제1회 - 2차	제1회 - 1차	제1회 - 2차	제1회 - 3차	제1회 - 4차	제1회 - 5차
	제1회 - 3차	제1회 - 1차	제1회 - 2차	제1회 - 3차	제1회 - 4차	제1회 - 5차
	제1회 - 4차	제1회 - 1차	제1회 - 2차	제1회 - 3차	제1회 - 4차	제1회 - 5차
	제1회 - 5차	제1회 - 1차	제1회 - 2차	제1회 - 3차	제1회 - 4차	제1회 - 5차

제1회 - 1차: 제1회 - 1차, 제1회 - 2차, 제1회 - 3차, 제1회 - 4차, 제1회 - 5차

제1회 - 2차: 제1회 - 1차, 제1회 - 2차, 제1회 - 3차, 제1회 - 4차, 제1회 - 5차



Case.1 米国財産の贈与 納税義務者はだれでしょう？

贈与者		受贈者		備考
米国に住所を有する個人	米国に住所を有する個人	米国に住所を有する個人	米国に住所を有する個人	米国に住所を有する個人は、米国に住所を有する個人に贈与した財産は、その贈与を受けた年の12月31日現在、その個人が所有する財産と見做され、その個人が所有する財産として課税される。
	米国に住所を有する個人	外国に住所を有する個人	外国に住所を有する個人	米国に住所を有する個人は、外国に住所を有する個人に贈与した財産は、その贈与を受けた年の12月31日現在、その個人が所有する財産と見做され、その個人が所有する財産として課税される。
	外国に住所を有する個人	外国に住所を有する個人	外国に住所を有する個人	外国に住所を有する個人は、外国に住所を有する個人に贈与した財産は、その贈与を受けた年の12月31日現在、その個人が所有する財産と見做され、その個人が所有する財産として課税される。
外国に住所を有する個人	外国に住所を有する個人	米国に住所を有する個人	米国に住所を有する個人	外国に住所を有する個人は、米国に住所を有する個人に贈与した財産は、その贈与を受けた年の12月31日現在、その個人が所有する財産と見做され、その個人が所有する財産として課税される。
	外国に住所を有する個人	外国に住所を有する個人	外国に住所を有する個人	外国に住所を有する個人は、外国に住所を有する個人に贈与した財産は、その贈与を受けた年の12月31日現在、その個人が所有する財産と見做され、その個人が所有する財産として課税される。
	外国に住所を有する個人	外国に住所を有する個人	外国に住所を有する個人	外国に住所を有する個人は、外国に住所を有する個人に贈与した財産は、その贈与を受けた年の12月31日現在、その個人が所有する財産と見做され、その個人が所有する財産として課税される。



Case.2 日本財産の贈与 納税義務者はだれでしょう？

贈与者		受贈者		備考
A	贈与財産	受贈者	贈与税	贈与税の納税義務者は受贈者である。
	贈与財産	受贈者	贈与税	贈与税の納税義務者は受贈者である。
	贈与財産	受贈者	贈与税	贈与税の納税義務者は受贈者である。
	贈与財産	受贈者	贈与税	贈与税の納税義務者は受贈者である。
B	贈与財産	受贈者	贈与税	贈与税の納税義務者は受贈者である。
	贈与財産	受贈者	贈与税	贈与税の納税義務者は受贈者である。
	贈与財産	受贈者	贈与税	贈与税の納税義務者は受贈者である。
	贈与財産	受贈者	贈与税	贈与税の納税義務者は受贈者である。